

## 監 査 報 告 書

平成30年 5月28日

学校法人 誠優学園  
理事会 御中

学校法人 誠優学園

監事 津山 美栄子



監事 中村早奈美



私たちは、学校法人誠優学園の監事として、私立学校法第37条第3項に基づいて同学園の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）における会計年度の整備及び運用並びに計算書類（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表並びに付属明細書）及び学校法人の財産の状況について監査を行いました。

監査の結果、私たちは上記の計算書類は学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠しており、学校法人誠優学園の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。

また、理事の業務執行状況並びに学校法人の財産の状況に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。